

ストレスチェック業務委託プロポーザルに係る質問と回答

No.	質問内容	回 答
1	過去3年間の医師面接の実施数を教えてください。	医師面接の実施数については以下のとおりです。 令和4年度：9名、令和3年度：11名、令和2年度：10名。
2	医師面接は最大1時間となっているが、必要な要件を満たせば15分程度でも可能か。	仕様書3ページに「最大60分」と記載のありますとおり、面接枠の設定としては1名につき60分で設定して頂く必要がありますが、対象者と面接を実施した結果として、相談時間が60分に満たないケースが生じる可能性はございます。
3	医師面接の日程については、同日に連続して複数人の対応をするためのスケジュールリングが可能か。	就業時間内（8：30～17：15。※12：00～13：00を除く）におさまるのであれば、同日中に複数人のスケジュールを組むことは可能です。
4	『面接指導時の医師の補佐は、受託者が行う。』とは面接当日に医師とは別の者が現地同行が必須という意味か。	仕様書4ページに「面接指導時の医師の補佐」と記載のありますとおり、当日医師に同行し、現地でのサポートを行って頂くことを想定しております。
5	集団結果の対象人数『3人以上を一単位とする』とあるが、回答不備を除いた人数が3人以上の集団を分析するが、問題ないか。	回答不備を除き、3人以上を一単位として集団分析を行って頂きますが、元々3人に満たない集団の場合には、適宜集団区分を調整する等、市と協議の上、実施をお願いいたします。
6	<p>【仕様書P3～4】</p> <p>11. 実施方法、(7) 医師による面接指導の実施</p> <p>「面接指導の申出」及び「面接指導申出者との日程調節」について、市及び受託者にて受付・実施するとのことですが、昨年度どのように役割分担をされたかなど、実施体制についてご教授いただければと存じます。</p>	令和4年度の実施体制では、市と受託者の協議により、対象者との直接の窓口を市が担当し、受託者と情報を共有しながら申出受理及び日程調整等を実施しております。今回につきましても、市と受託者の協議により実施体制を決定し実施することを想定しております。